



平成29年5月16日

各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号
信越化学工業株式会社
代表取締役社長 齊藤恭彦
(コード番号4063)

問合せ先：
総務部長 加藤精市郎
TEL(03)3246-5011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月29日開催予定の第140回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任限定）及び第35条（監査役の責任限定）を新設するものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任限定）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日

定款変更の効力発生日 平成29年6月29日

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任限定)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第28条～第34条 (現行通り) <u>(監査役の責任限定)</u></p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (現行通り)</p>

以 上